⑸ Supply place : As shown in the tender documentation.

⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall.

① not come under Articles 331 and 332 of the Urban Renaissance Agency's Rules for the Operation of Accounting practice.

② have been qualified for the proposal of procurement of "Article sale" through the Examination of qualifications for the Participation in the Competitive Tendering Procedures for Procuring Equipment by Chubu District, Urban Renaissance Agency in the fiscal year 2019 and 2020.

③ not be currently under a suspension of nomination, as instructed by Urban Renaissance Agency.

④ Have permission to be an electricity retailing enterprise in accordance with Article 2—2 of the Electric Utilities Industry Law.

⑤ Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated form the view point of reducing CO_2.

⑥ Have proven to have enough capability and staffing which contracting officials require for implementing the service swiftly and adequately.

⑦ ot be the company where organized crime groups or their members substantially influence its management or a company in a similar situation.

⑧ Other : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents : until 17 : 00 on October 18th 2019 (application forms and relevant documents submitted by mail until 17 : 00 on October 18th 2019).

⑻ Time-limit for the submission of tender documents : until 17 : 00 on December 6th 2019 (tender documents submitted by mail until 17 : 00 on December 6th 2019).

⑼ Contact point for the Notice, the Submission of application forms & relevant documents and tender documents : Customer Department, Ozone Residence Center, UR COMMUNITY INC, As deputy for Urban Renaissance Agency, 1—3—33 Yada Higashi Ward, Nagoya City Aichi 461—0040 TEL 052—723—1711.

入 札 公 告

独立行政法人都市再生機構公告第 22 号

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年９月17日

独立行政法人都市再生機構
業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
京都住まいセンター
センター長　櫻井　　崇

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　26

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　ＵＲ賃貸住宅共用部分等で使用する電気（嵯峨団地ほか43団地）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　供給期間　令和２年３月の検針日から令和５年３月の検針日の前日まで

⑸　供給場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は、各者において設定する契約電力等に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、あらかじめ当社が別途提示する各契約における月ごとの予定契約電力等及び予定使用電力量に基づき算出した各契約の対価の総価を記載すること。この場合において、燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しないものとする。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　平成31・32年度（令和元・２年度）独立行政法人都市再生機構関西地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

⑶　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人都市再生機構西日本支社から指名停止の通知を受けていないこと。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑸　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと。(詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者を参照)

⑹　電気事業法（昭和39年法律第170条）第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑺　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第４項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の４月１日から開札日までの間に同法第31条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。

⑻　二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書の添付書類に記載する基準を満たす者であること。

3　入札手続等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒604—8171 京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566—１　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　京都住まいセンター　電話075—256—3663

⑵　入札説明書の交付方法　独立行政法人都市再生機構のホームページからダウンロードすること。

⑶　申請書の受領期限　令和元年10月18日16時までに上記３⑴に持参又は郵送すること。(郵送の場合は書留便で同日時刻必着とし、郵送した旨を電話連絡すること。)

⑷　入札書の受領期限　令和元年12月６日16時（郵送の場合は書留便で同日時刻必着とする。)

⑸　開札の日時及び場所　令和元年12月９日10時00分　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　京都住まいセンター会議室（入札室）

4　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月７日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

⑴　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先

①　機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること